

# 市民参画条例（仮称）策定審議会における審議の流れ

## 行政と市民の関係をめぐる下関市の現状 ~ 施策：行政<sup>一方向的</sup> 市民 要望・告発：市民<sup>一方向的</sup> 行政

市民ニーズの多様化に行政が対応できない  
 地域社会の崩壊  
 行政に依存しすぎ  
 行政だけが社会の担い手ではなく、市民の力なしでは対応できないことが増えてきている  
 福祉を始め色々な分野で地域（市民活動）が大きなウェイトを占め始めている  
 縦割り行政の隙間を埋めるものがNPOと思われる場合もあり、役割分担が必要

## 市民活動の新たな動き ~ NPOやボランティア団体等

- ・環境に関する団体の取組
- ・福祉に関する団体の取組
- ・教育に関する団体の取組
- ・まちづくりに関する団体の取組
- ・コミュニティ形成に関する団体の取組
- ・男女共同参画に関する団体の取組
- ・国際交流に関する団体の取組
- ・その他の団体の取組

## 現在の市民参加のための施策 ~ パートナーシップ確立のめばえ

- (1) 市民の意見を広く集める（ふれあいティータイム、Eメール、ハガキ等）
- (2) 政策立案時に市民の意見を聞く（アンケート、意見の公募、審議会等の設置、ワークショップ等）
- (3) 政策実行時に市民の参加や協働を求める（市民活動団体への業務委託、ワークショップ等）
- (4) 事務事業評価（試行・検討）
- (5) 情報の公開・提供（情報公開条例、出前講座等）
- (6) 審議会の公募
- (7) 市民活動団体への支援

## 課題 ~ 市民参画型行政への道筋

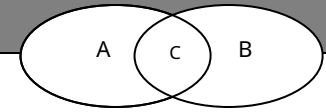
解決の方向

C 市民の意識を高めあうことが必要  
 C 市民と行政とは協働の関係を追及しなければならない  
 C 市民と行政が協働するための指針・基準・ルール・共通認識が必要

A 施策の出発点からの参画を希望  
 A 既に決定していることに対して参加するのは参画ではない

B 市民が単に自分の利益ではなく、社会の利益を考えるようになるべき  
 B 現在の市民活動には1. 資金、2. 場所、3. 横のつながり、4. 広報がネック

## 仕組みづくり ~ パートナーシップ（協働）の確立に向けて



2つの手法

市民参画条例（仮称）  
C

A 市民と行政のパートナーシップ～市民の市政への参画の促進  
 市政の中(施策の決定のプロセス)に市民が参画する

B 市民と市民のパートナーシップ～市民のまちづくりへの参画の促進  
 市民活動を活性化し、市民参画を促す